

商品概要説明書

定期積金

(平成27年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・定期積金
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 期間	・定額式及び目標式 6か月以上5年以内 ・逓増逓減式及び満期分散式 2年、3年、4年、5年 ・預入時のお申し出により最大年6回まで増額月を設定することができます。
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・定額式……………1回当たり100円以上 ・目標式……………1回当たり100円以上 ・逓増逓減式……1回あたり1,000円以上 ・満期分散式……1回あたり100円以上 ・定額式……………100円単位 ・目標式……………100円単位 ・逓増逓減式……1,000円単位 ・満期分散式……100円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を100円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・個人のは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、法人のは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適応となります。 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>1.1. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：048-561-6911）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>1.2. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。